

### 第34回「今尾の左義長」写真コンテスト開催要領

○場 所：岐阜県海津市平田町今尾 「秋葉神社」

○日 時：令和2年2月9日（日） 正午～午後4時

○題 材：「今尾の左義長」を紹介する写真作品

○サイズ等：フィルムカメラ、デジタルカメラで撮影したカラープリント写真。

サイズは四つ切（ワイド可）またはA4サイズに限る。

※組写真、合成写真、デジタル写真の画像処理は不可とする。また、額装、台紙やパネルに貼った写真も不可とする。

○締め切り：令和2年2月28日（金） 郵送可（当日消印有効）

○応募方法：必要事項を明記した応募票を必ず写真の裏面に貼付の上、下記応募先に持込  
または郵送してください。

※応募作品は、お1人につき1部門1点とします。

○応 募 先：海津市商工観光課 「今尾の左義長写真コンテスト」係

〒503-0695 岐阜県海津市海津町高須515番地

TEL：（0584）53－1374（直通）

○審 査：主催者側にて実施

○発 表：市報かいづ5月号、および岐阜新聞紙上、市ホームページにおいて発表。

（入賞者には直接通知）

○ 賞 ：《祭りの部》

金 賞＝1点【賞状・海津市商品券20,000円】

銀 賞＝1点【賞状・海津市商品券10,000円】

銅 賞＝1点【賞状・海津市商品券 5,000円】

佳 作＝7点【賞状】

《人物の部》

金 賞＝1点【賞状・海津市商品券20,000円】

銀 賞＝1点【賞状・海津市商品券10,000円】

銅 賞＝1点【賞状・海津市商品券 5,000円】

佳 作＝7点【賞状】

○注意事項：①応募作品は、未発表かつ発表予定のない作品とします。

②作品中に、他人が著作権等を持つ著作物等が含まれる場合には、応募者の責任において、その著作物等について著作権者等から応募のための複製等の利用承諾を得るものとします。また、人の肖像権等を利用する場合についても同様とします。第三者との紛争に発展した場合は、応募者の責任と費用負担においての解決をお願いします。

③主催者が入賞作品を利用するにあたって、必要に応じて、入賞者の氏名の表示をします。氏名を表示する場合には、事前に受賞者に連絡を行います。

④主催者が入賞作品を利用するにあたり、その利用形態に応じて作品の拡大、縮小、色調を変更したり、一部切除したりすることをあらかじめ承諾いただくものとします。ただし、主催者はこれらの改変であっても、入賞作品の本質的な部分を損なうことが明らかな改変はできないものとします。

⑤主催者は、前項以外の改変を行う場合は、あらかじめ入賞者の承諾を得るものとします。

⑥受賞者は、入賞作品の著作権のうち、著作権法（昭和45年法律第48号）第21条から第23条及び第25条から第28条までに規定する権利、使用权及び所有権は主催者に移転します。

⑦主催者は、入賞作品を独占的に利用できるものとします。

○作品取扱：応募作品は、お返ししません。応募作品の所有権は、主催者に移転します。入賞以外の応募作品は令和2年度中に処分を行う予定です。

○その他：①入賞されなかった作品の著作権は主催者に移転しません。

②入賞者は、原版（画像データ）を提出いただきます。提出については、後日、入賞者へ直接通知します。

③応募に当たりご提供いただいた個人情報、本要領による事務のためのみ使用します。

○主 催 者：海津市

○後 援：海津市商工会 海津市観光協会 （一社）岐阜県観光連盟  
岐阜新聞社 岐阜放送 写真の宝山